

機関番号：33919

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530032

研究課題名（和文） 外国人および民族的少数者の人権をめぐる憲法解釈の比較研究—多文化共生法学の開拓線

研究課題名（英文） Comparative study on human rights for foreigners and ethnic minorities

研究代表者

近藤 敦 (KONDO ATSUSHI)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：30215446

研究成果の概要（和文）：外国人および民族的少数者の態様に応じた人権をめぐる憲法解釈方法について、諸外国の学説、判例を比較分析しつつ、外国人および民族的少数者の権利の実現のための法制度のあり方を検討する研究。

研究成果の概要（英文）：This is a comparative study on human rights for foreigners and ethnic minorities, analyzing foreign theories and cases, which discusses legal system for their rights improvement.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：多文化共生・外国人・民族的少数者・人権・人種差別禁止

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、「外国人の市民権」に関する共同研究において、すでに「3 ゲートモデル」に基づいて、非正規滞在者、有期の正規滞在者、永住市民という3類型における外国人の態様に応じた欧米諸国の社会学説ないし政治学説を紹介検討しながら、日本国憲法の解釈に応用する可能性への着想を得ていた。しかし、従来の研究は、社会学や政治学の観点からのものが多く、憲法解釈上の考察は、参政権など一部の権利の分析にとどまっていた。本研究は、この研究を継承・発展

させ、憲法解釈手法の違いを各国の学説と判例をもとに分析し、こうした基礎研究を具体的な裁判所への鑑定意見書や委員として参加している総務省の多文化共生推進に関する研究会などでの報告書へと応用する。

(2) 本研究は、日本の憲法学において外国人の人権享有主体性をめぐる通説・判例としての性質説という解釈手法を他の立憲主義諸国の憲法解釈手法と比較検証しながら、その問題点と克服方法を導くための基礎研究としての意義を有する。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、外国人および民族的少数者の態様に応じた人権をめぐる憲法解釈方法について、諸外国の学説、判例を比較分析しつつ、外国人および民族的少数者の権利の実現のための法制度のあり方を検討することを目的とする。

(2) 本研究は、多文化共生法学の新地平を切り開くべく、比較憲法解釈の基礎研究と具体的な法制度の制度設計を検討する応用研究を行うものである。

## 3. 研究の方法

(1) 外国人の人権に関する比較研究を中心に行う予定であったが、移民政務学会を創設し、記念講演の報告を担当する必要があり、日本の多文化共生法制の進展のためにも、最終年度に予定していた基本法制の研究にも少し早めに取り組んだ。

(2) 民族的少数者の人権をめぐる憲法解釈手法を比較検討しつつ、多文化共生法制の研究に取り組んだ。

(3) これまでの比較研究をもとに、日本における多文化共生社会の実現のための具体的な基本法制と憲法解釈手法のあり方を示した。

## 4. 研究成果

(1) 多文化共生法学の地平を切り開くべく、外国人と民族的少数者をめぐる憲法解釈のあり方を検討した。

(2) 多文化共生法制の比較研究を行い、移民統合政策指数に関する国際的な調査研究において、日本の調査報告者を任せられた。これをもとに、欧米諸国との比較に着手している。

(3) すべての人の教育を受ける権利と国の初等教育を提供する義務に関する社会権規

約・子どもの権利条約に対応する憲法 26 条の整合的な新たな解釈を示し、国際人権法学会、移民政務学会、日本学術会議で報告した。

(4) 多文化共生政策に関する基本所を編集し、多文化共生担当の自治体職員の研修に活かし、多文化共生法制に関し、国（総務省）や自治体（愛知県・可児市）の担当者に助言している。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 17 件）

- ① 近藤敦「多文化共生社会の法制度」査読無、中部圏研究 /173, 47-54 (2010)
- ② 近藤敦「外国人の権利」査読無、名城法学 /60, 788-760 (2010)
- ③ 近藤敦「多文化社会の意味するもの」査読無、国際人権 /21, 38-43 (2010)
- ④ 近藤敦「諸外国の外国人受入れ政策と多文化共生社会づくりの事例紹介」査読無、多文化共生研究年報 /7, 1-20 (2010)
- ⑤ 近藤敦「移民政務研究の意義と課題」査読無、社会言語科学 12 /2, 3-17 (2010)
- ⑥ 近藤敦「入管政策と多文化共生政策の新展開」査読有、国立民族博物館調査報告 /83, 171-184 (2009)
- ⑦ 近藤敦「多文化共生に関する法制度の比較」査読無、名城大学総合研究所紀要 /14, 141-144 (2009)
- ⑧ 近藤敦「非嫡出子の届出による国籍取得の差別——国籍法違憲訴訟」査読無、法学教室 /342号, 3頁 (2009)
- ⑨ 近藤敦「在日外国人をどう受け入れていくのか：多文化共生社会の課題と展望」査読無、外交フォーラム /250, 48-51 (2009)
- ⑩ 近藤敦「なぜ移民政務なのか」査読無、移民政務研究 /1, 6-17 (2009)
- ⑪ 近藤敦「移民・外国人・多文化共生」査読無、法律時報 81 /13, 348-353 (2009)
- ⑫ 近藤敦「日本在住外国人に関する法制度」

査読無、学術の動向 14 /12 ,20 - 29 (2009)

- ⑬ 近藤敦「在留特別許可のガイドラインと積極・消極要素をめぐる裁量審査」査読無、国際人権 /20 ,107-108
- ⑭ 近藤敦 (Summary of the legal position of migrants in Japan) 査読無、名城法学 57 /3 ,226~198 (2008)
- ⑮ 近藤敦 (The Legal Position of Migrants in Japan) 査読無、東京大学・I C C P / 1 0 ,211-239 (2008)
- ⑯ 近藤敦「多文化共生政策における社会参画の指標」査読無、都市問題研究 59 /11 ,41~55 (2007)
- ⑰ 近藤敦「外国人の公務就任権：有斐閣・憲法判例百選 I ・第 5 版 査読無、 ,14 -15 (2007)

[学会発表] (計 7 件)

- ① 近藤敦「Legal System for Foreign Residents in Japan」招待講演 2010年3月23日 高麗大学
- ② 近藤敦「日本におけるシティズンシップと多文化共生」東北大学 GC0E 国際シンポジウム2009年8月4日 東北大学
- ③ 近藤敦「日本在住外国人に関する法制度」日本学術会議公開講演会 2009年6月13日 日本学術会議講堂
- ④ 近藤敦「Immigration Policy and Foreigners' Rights」日本・カナダ移民政策シンポジウム2008年11月19日 ブリティッシュコロンビア大学
- ⑤ 近藤敦「多文化社会の意味するもの」国際人権法学会 2008年11月14日 甲南大学
- ⑥ 近藤敦「移民政策の意義と課題」社会言語科学会 2008年9月19日 京都大学
- ⑦ 近藤敦「なぜ移民政策なのか」移民政策学会 2008年5月17日 東洋大学

[図書] (計 1 5 件)

- ① 近藤敦「多文化共生政策とは何か」「外国人の権利と法的地位」『多文化共生政

策へのアプローチ』明石書店 ,4-14 42-67 (2011)

- ② 近藤敦「世界の移民受入れ最新事情」『多文化共生論』ひつじ書房 ,233-256 (2011)
- ③ 近藤敦 [Japanese Experience and Response in Combating Trafficking] (Human Security, Transnational Crime and Human Trafficking: Asian and Western Perspectives) Routledge ,216-232 (2011)
- ④ 近藤敦「移民・外国人・多文化共生」『憲法理論の再創造』日本評論社 ,355-366 (2011)
- ⑤ 近藤敦「オランダにおける外国人受入れ政策とその影響(第2版)」、「スウェーデンにおける外国人受入れ政策とその影響(第2版)」経営労働協会 ,1-76、77-158 (2010)
- ⑥ 近藤敦「日本における外国人のシティズンシップと多文化共生」『ジェンダー平等と多文化共生』東北大学出版 ,119-151 (2010)
- ⑦ 近藤敦 'Substantive Citizenship for Foreign Residents and Multicultural Living-Together in Japan', ('Gender Equality in Multicultural Societies') 東北大学出版 ,99-135 (2010)
- ⑧ 近藤敦「住民の権利と義務」『これからの地方自治を考える』法律文化社 ,131-155 (2010)
- ⑨ 近藤敦「一般アムネスティ・在留特別許可・特別アムネスティ」『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社 ,167-199 (2010)
- ⑩ 近藤敦「基本的人権総論」「外国人の権利」『現代日本の憲法』法律文化社 ,170-183 (2009)
- ⑪ 「イスラームの作法に則った屠殺の規制」『ドイツの憲法判例 III』信山社 ,285-291 (2009)
- ⑫ 近藤敦「被選挙権資格としての言語要件」『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社 ,483-487 (2009)
- ⑬ 近藤敦『移民政策へのアプローチ』明石書店 ,20-27 ; 118-125 ; 196-199 ; 216-219 (2009)

- ⑭ 近藤敦 ‘New Challenges for Managing Immigration in Japan and Comparison with Western Countries’ (Migration and Globalization) 明石書店 ,9-48 (2008)
- ⑮ 近藤敦 「非正規滞在者の権利」 明石書店・『在留特別許可と日本の移民政策』 ,36-49 (2007)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

近藤 敦 (KONDO ATSUSHI)  
名城大学・法学部・教授  
研究者番号：30215446